



行政書士しが

発行所 滋賀県行政書士会
 発行人 盛武 隆
 編集人 山添 稲子
 大津市京町三丁目4-22(滋賀会館3階)
 発行日(月刊)
 平成19年1月1日



白鹿神社からの初日

謹賀新年

平成十九年 元旦

滋賀県行政書士会

会長 盛武 隆
役員 一同

新年のごあいさつ

滋賀県行政書士会

会長 盛武 隆



会員各位に新年のご挨拶を申し上げます。平素は行政書士制度の発展に多大なるご尽力を賜り、誠にありがとうございます。お礼申し上げます。

近年、行政書士は契約代理、ADR、知的財産権等の分野で業務拡充が図られ、行政書士に対する国民の期待はさらに大きくなってまいりました。ところで、日弁連は、2006年9月、「司法書士だけでなく行政書士、社会保険労務士など広く隣接士業に関連する諸問題に対応し、ADR共同構想など隣接士業との協力関係を一層推進するため。」として「隣接士業に関する委員会」を新設しました。ここでは、隣接法律専門職種に法律事務の取扱いを認める場合の要件として、「各隣接法律専門職種の業法の改正によるべきである。」と議論しており、行政書士法改正への道が示されています。

その一方で、「各隣接法律専門職種ごとに資格内試験を実施し、これに合格した者に一定の研修を課し、これを修了した者に限って所定の権限を認めるべきである。この資格内試験及び研修の実施主体には弁護士会の関与が必要である。」との見解が示されています。

この実例として、すでに簡裁代理権附与に伴う司法書士の特別研修、ADR代理権附与にあたるための社会保険労務士や土地家屋調査士の能力担保のための特別研修の企画や教材作成が行われています。

日行連は、本年4月に新たな研修センターの設立を掲げ、行政書士に対する研修を実施する予定です。この研修の成果を実りあるものとするには、(財)日弁連法務研究財団との連携による研修の仕組み作りが課題となっています。環境整備が進み、会員各位がこれらの研修に参加し、その認定を受けることにより、ADR代理権の獲得、その他の行政書士法改正に大きな期待が持てます。このように、本年は会員各位にとって、夢多い年となることを期待してやみません。